仕　様　書

1　件　　名　　盛岡市指定有形文化財「原敬生家」天井及び床板修繕

2　修繕の場所　　原敬生家（盛岡市本宮四丁目 38 番 25 号　原敬記念館敷地内）

3　修繕の期間　　契約締結日の翌日から令和９年３月 31 日まで

4　修繕の内容

受注者は、仕上げ材（天井板及び床板）について、盛岡市内の森林から産出した木材（以下　「市産材」という。）を使用し、以下を修繕すること。なお、床板については、周囲の色調に配慮した木部塗装も施すこと。（詳細は別添設計書のとおり）

(1)「次之間」の廊下の天井板　5.4 ㎡　（使用する市産材は杉材とすること。）

(2)「次之間」の廊下及び「台所」の床板　17.1 ㎡（使用する市産材は栗材とすること。）

5　共通仕様

設計書や特記仕様書に記載されていない事項は、「盛岡市建築工事等基準仕様書（盛岡市ホームページを参照）」及び最新版「公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」並びに最新版「公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」によることを原則とし、これによりがたい場合は歴史文化課と協議すること。

6　監理

(1) 施工箇所が既に供用されている施設であることから、施設利用者及び施設関係者並びに付近住民への安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。施工に当たっては、事前に歴史文化課及び原敬記念館と綿密な打ち合わせを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。また、施工完了後は、その箇所について完了確認を受けること。

(2) 本修繕に使用する材料等のうち、特定の物が特記された場合は、設計図書又は見積依頼書等に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、歴史文化課の承諾を受けるものとする。

(3) 本修繕にかかる軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。

(4) 調査等にて重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者へ報告し指示を受けるものとする。

(5) 施工に必要な水、電力等の使用は原敬記念館指定管理者と協議すること。

(6) 発生材の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適法に処分すること。

(7) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。（要領書等は盛岡市ホームページを参照）

(8) 修繕の着手、施工及び完成において官公署、消防署、電力・通信事業者その他関係機関へ必要となる諸手続等は歴史文化課と協議の上、受注者が遅滞なく処理すること。

なお、当該手続きに係る費用はすべて受注者の負担とする。

7　主な提出書類

(1) 実施工程表

(2) 業務完了報告書

(3) 施工写真（施工前・施工中・施工後）

(4) 市産材の産地に係る証明書

(5) その他必要なもの

８　その他

・盛岡市指定有形文化財「原敬生家」内の施工となるため、文化財における修繕として十分配慮し、来館者への安全管理や周辺環境維持管理には十分留意すること。
・既存部材の解体を伴う修繕箇所の施工写真は、解体作業の状況が分かる写真を含むこと。
・既存部材（フローリングを除く）の解体、取外し及び改変等を行う際は、歴史文化課の立会を求めること。
・既存部材（フローリングを除く）は、部材名称及び原位置が識別できるよう整理し、歴史文化課の確認を受けるまで処分しないこと。
・当業務は、森林環境譲与税を財源として実施するものであるため、使用する木材は市産材とする。
・天井修繕にあたっては、天井面に設置されている「差動式スポット型感知器」及び「空間センサー」（いずれも写真参照）を一旦取り外したのち、修繕完了後に再設置すること。
・天井修繕にあたっては、廊下天井の台所側端部を屋根裏への点検口とすること。
・仕様書等に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議の上、決定するものとする。